

# 株式会社エディオン定款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社エディオンと称し、英文ではEDION Corporationと表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 家庭用電気製品、石油器具、ガス器具、厨房台所用品、住宅設備機器、太陽光発電設備、充電設備、給排水設備、空調設備機器、衛生用機器、農業用機器、防災および安全に関する設備機器の販売、施工、付帯工事
2. 精密機器、光学機器、計量機器、度量衡計量器、眼鏡、時計、事務用機器、オフィス・オートメーション機器、情報通信機器、音響機器、照明器具、印刷システム機器、パーソナルコンピューター、ワープロおよび周辺機器の販売
3. 化粧品、衛生用品、医薬品、医薬部外品、医療用機器、医療用品、介護機器、介護用品、動物用医薬品、化学工業薬品、健康器具、農薬、毒劇物、劇薬、揮発性灯油・潤滑油その他石油製品、肥料、飼料、煙草、喫煙具、高圧ガス、郵便切手、印紙、商品券、プリペイドカードおよびテレホンカードの販売
4. 食料品、健康食品、清涼飲料水、調味料、各種加工食品、酒類、米穀、塩の販売
5. 宝石、貴金属、美術品、美術工芸品、絵画、毛皮製品、皮革製品、靴、袋物、アクセサリー、鞄、印鑑の販売
6. 自動車、自動車用品、自転車、子供用乗物、原付自転車、モーターボート、その他運搬車輌等の車輌および部品、付属品の販売ならびに自動車、自転車、子供用乗物、原付自転車、モーターボート、その他運搬車輌等の整備
7. カセットテープ、ビデオテープ、レコード、コンパクトディスク、レーザーディスク、パソコンソフトウェア等の音楽および映像を録音録画した商品の販売
8. 楽器、カメラ、書籍、文具、事務用品、玩具、写真用品、遊戯機器、教育機器の販売および写真、複写、撮影、録音に関する業務ならびにコンピューターを応用した写真撮影機器および映像撮影機器による印刷装置の設計、製作、設置、管理
9. ヨット、サーフィン、潜水器材、キャンプ用品、スポーツ用品、釣具の販売および付属品の販売
10. 家具、寝具、寝装品、インテリア用品、金庫、室内装飾品、ミシン、利器工具、防災用品、食器、消火器、衣料品および日用品雑貨、服飾雑貨、衣料雑貨の販売
11. 園芸用品、日曜大工用品、塗料、接着剤、建築金物、建築資材、エクステリア用品の販売
12. 建物、構築物の増改築、建替え、リフォーム、土木・建築工事、造園土木工事、内装工事、室内装飾工事、看板工事、管工事、水道工事、ガス工事、エクステリア工事、消防設備工事、防災設備工事、外構工事、電気工事、電気通信工事および変電設備工事の施工・請負、設計・監理

13. 愛玩動物の飼育、観葉植物の栽培ならびに愛玩動物、観賞魚、観葉植物、ペット用品およびアクアリューム機器の販売
14. 鉄・非鉄金属スクラップの売買、斡旋および輸出入
15. 映画、演劇、演芸、コンサート、講演、各種カルチャー講座、資格取得講座、スポーツイベントの主催および管理運営
16. 車検整備、清掃、宅配、クリーニング等の請負、斡旋および有料紹介ならびに携帯電話、電話回線、電話、有線放送および衛星放送等の申込み加入手続代行業務
17. 建物保全および管理サービス業、環境衛生管理業、害虫駆除、防疫請負事業、園芸サービス業、家事援助業務およびこれらの斡旋
18. 有料の在宅看護・介護業務、有料老人ホームの経営、高齢者等に対する日常生活の介護・介助業務、訪問介護の居宅サービス事業、福祉用具販売およびこれらの斡旋
19. 新聞、雑誌の発行および販売
20. 前各号の製品および関連商品の製造、卸売り、修理、メンテナンス、コンサルタント業、受発注の代行業務、委託販売、輸出入業、通信販売業、訪問販売業、電話勧誘販売業、古物の売買業および物品のレンタル・リース業
21. 割賦販売業、割賦債権買取業、金銭貸付業、クレジットカード業
22. 駐車場、薬局、喫茶店、飲食店、遊戯場、貸研修会場、宿泊施設、文化施設、スポーツトレーニングセンターおよびスポーツ施設の管理運営
23. プレイガイド業、旅行業法にもとづく旅行業、倉庫業、道路運送事業、一般貨物運送事業、貨物運送取扱事業、荷造梱包事業、損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務、流通業に関する経営コンサルタント業務、広告代理店業、広告デザイン業、ディスプレイ業、映像出版業、各種イベント企画の受託および運営、市場調査等各種マーケティング業務、情報処理およびデーター通信サービスに関する業務
24. コンピューター・ソフトウェアの設計、開発、販売および保守、情報通信システムの設計施工、コンピューターならびに事務機器による計算および記録の受託
25. コンピューターの利用技術の指導、教育、調査およびコンサルタント業務
26. 電気通信事業法にもとづく付加価値情報通信網の有償提供に関する業務および特許権、商標権、著作権の保有ならびに運用
27. インターネットを利用した情報通信システムの企画、開発、設計、販売および管理運営業務、インターネットを利用した情報の収集、管理、処理、提供およびそのコンサルタント業務ならびにインターネット接続サービス業務
28. 各種物品小売業者に対する経営に関する指導および投資業
29. デベロッパー業務および建設コンサルタント業務
30. 不動産の賃貸業、宅地建物取引業
31. 産業廃棄物、一般廃棄物の収集運搬および中間処理場・最終処分場の建設、運営、管理ならびにこれらのコンサルタント業務
32. 再利用を目的とした産業廃棄物、一般廃棄物の加工、販売および輸出入業務

33. ビルの維持管理に関する業務、建物内外の清掃業務、ビルメンテナンス業およびエレベーターの保守、管理
  34. 警備業法にもとづく警備業
  35. 労働者派遣事業法にもとづく一般および特定労働者派遣事業、職業安定法にもとづく有料職業紹介事業ならびに就職斡旋業務、就職情報の収集および提供に関する業務
  36. 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の売買に関する事業
  37. 前各号に付帯または関連する一切の業務
- ② 当会社は、前項の各号の業務およびこれに付帯または関連する一切の業務を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を広島市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、300,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 単元未満株式の売り渡しを請求することができる権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって選定し、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよびその手数料ならびに株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。

(基準日)

第13条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- ② 前項に定めるほか必要があるときは、取締役会の決議にもとづいてあらかじめ公告したうえ、一定期日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使すべき株主または登録株式質権者とすることができる。

### 第3章 株 主 総 会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、代表取締役が招集し、議長となる。

- ② 前項の招集権者および議長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、16名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
- ③ 増員または補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。
- ④ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すると

きまでとする。

- ⑤ 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該予選にかかる決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役が複数のときは取締役会の決議により職務分担を定める。  
③ 取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から会長、社長各1名、副会長、副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。

- ② 前項の招集権者および議長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。ただし、監査等

委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当会社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剩余金の配当)

第33条 当会社の剩余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に支払う。

(中間配当)

第34条 当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 附 則

### (監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第23回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が発生する前の同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。

### (監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第23回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

(2002年12月20日 改訂)  
(2003年 6月27日 改訂)  
(2004年 6月29日 改訂)  
(2004年12月22日 改訂)  
(2005年 4月 1日 改訂)  
(2005年 6月29日 改訂)  
(2006年 6月29日 改訂)  
(2008年 6月27日 改訂)  
(2009年 6月26日 改訂)  
(2011年 6月29日 改訂)  
(2012年 6月28日 改訂)  
(2013年 6月27日 改訂)  
(2015年 6月26日 改訂)  
(2017年 6月29日 改訂)  
(2019年 6月27日 改訂)  
(2022年 6月29日 改訂)  
(2024年 6月27日 改訂)